

唐代良賤制下における良と賤とを分かつ基準をめぐって

山根清志

(1)

唐代の身分制を良賤制と認識すべきことが明確に提起されたのは、1963年発表の西嶋定生「中國古代奴婢制の再考察 その階級的性格と身分的性格」によってであった⁽¹⁾。

すなわち氏によると、良賤制とは全人民⁽²⁾を良民と賤民とに区分する身分制度であり⁽³⁾、しかもその区別を規定するのが律もしくは令によって示される国家権力であるからには、その身分制度は国家的身分制度（国家身分）であることは自明である。ところでこの場合、唐代の良民（人）は国家権力の支配の主要な対象であり、国家権力と良民との支配＝被支配の関係が当時における基本的な関係であると認識されるから、国家身分としての良賤制の存在は、したがってそれを規定する国家構造の体質と不可分である。とすると良民の性格は賤民の性格によって受動的に規定されるというようなものではなく、むしろ国家との関係において規定されるものであるべく、そのためには良民を良民と規定する何らかの基準が存在したことが当然考慮されねばならないものと考えられる。にも拘わらず、この件に関しては西嶋氏によれば「律令法の規定をみてもとくに良民の資格を規定した条文はみあたらないようである」とされたのであった⁽⁴⁾。

ただし氏は、この良民の資格について示唆を与える記述なら『唐律疏議』の中にみとめられるとして、唐戸婚律29以妻為妾条に基づきながら⁽⁵⁾、そこでは良賤の別は礼の秩序に即したものであり、良賤制という身分制は礼的秩序と一致していると理解されているとし、「良民のみが礼的秩序に参加するものであり、賤民はその秩序外に排除された存在であったということになるのである⁽⁶⁾」と結論づけられた。すなわち根拠とされたのは、「諸そ妻を以て妾と為し、婢を以て妻と為す者、徒二年。妾および客女を以て妻と為し、婢を以て妾と為す者、徒一年半。各おの還た之を正す」という律本文の疏議に、

妾は賣買に通ず。等数相に懸る。婢は乃ち賤流にして、本と儀類に非す。若し妻を以て妾と為し、婢を以て妾と為すは、議約に違別す。便ち夫婦の正道を虧き、人倫の彝則を顛し、冠履を顛倒し、禮経を紊乱す。

とあり、さらに、前掲律本文につづく律本文「若し婢に子あり、及び放ちて良と為すを経たる者

は、妾と為すを聽す」の疏議問答中に

妻は家事を伝へ、祭祀を承く。既に六禮を具し、則を二儀に取る。婢は放ちて良と為すを経と雖も、豈に承嫡の重きに堪へんや。律、既に止だ妾と為すを聽す。即ち是れ妻と為すを許さず。

とある解釈であった。

しかしながら、ここでは主として良民（の家）にとっての妻の座の重さがいわれているのである。婢の主人が自家の婢を放良したことにより、主人とその婢という関係が、主人は今や旧主人へ、旧婢は今や良民（いわゆる「解放奴隸」）へ、という関係に転化したからといって、旧と婢であったが現時点では既に良民であるこの女をば旧主人は自らの妻に為しうるかといえば、ただ良民でさえあればよいとされる妾とはなし得ても決して妻にはなし得ない、それ程までに家事を伝え祭祀を承く良民の家の妻の座は重いのだということがいわれているのが看取できるのみである⁽⁷⁾。良・賤の身分区分ということと「礼的秩序」の内・外ということとはイコールではない⁽⁸⁾。

しかるに、これらの点は、つとに尾形勇「良賤制の展開とその性格」において指摘されているところでもあった⁽⁹⁾。ここに引用すると、それは以下の如くである。

すでに西嶋氏が指摘したように、「婢はすなはち賤流にして、もと儀類（等しき類）にあらず……婢を以て〔解放して〕妻となさば、議約に違別す。すなはち夫妻の正道を虧き、人倫の彝則（常則）を黽^{いそく}し、冠履^{けがい}を顛倒し、礼綱^{かんり}を紊乱^{かんり}す」（『律疏』卷一三、戸婚中疏議）とあるように、良賤秩序の遵奉は「礼」の觀念によってささえられており、また婢はたとえ良民となっても「家事を伝へ、祭祀を承け、すでに六礼を具へ、二儀を取則」（『律疏』同前条）している「妻」となることは許されず（「妾」ならば可） 奴婢は「祭祀に關わる礼」からは排除されているのである。もっとも右の事例は、祭祀を承ける「妻の座」を強調し、妾（良民）以下をそれと厳格に区別するという意図のもとにあり、直接的に「良民は礼に包含され、賤民のみ排除される」と言い切ってはいないが、まずもって婢が「礼」と無縁とされている点は充分認められよう。一方、賤民が「礼」とくに儀式・祭祀から排除された存在であるということを直接述べた史料は、あるいは當時自明であったためか少ない⁽¹⁰⁾。

見られるように、根拠とされた史料は「直接的に『良民は礼に包含され、賤民のみ排除される』と言い切っていない」のであり、また「賤民が『礼』、とくに儀式・祭祀から排除された存在であるということを直接述べた史料は、……少ない」とせざるを得なかつたのである。

これに対して後年、西嶋氏は、尾形氏の所論は西嶋氏の前説を補正しながらも、良賤制が礼的秩序とかかわるものであることが大綱において正しいことを追認したものというべきであろうとする一方で、唐戸婚律29以妻為妾条に基づく良・賤の区分 = 礼的秩序の内・外というこれまでの議論から、「良人身分と賤人身分とを区別する基準が礼的秩序へのかかわりかたの相違にもとめられていることを示すもの」と些かトーンダウンされるに至ったかのように見受けられる⁽¹¹⁾。

私は、西嶋氏の良賤制という唐代身分制度の枠組みに関する基本理解に同意する。したがって良賤制という国家的身分体系の下にあって、良民の性格が賤民の性格によって受動的に規定されるというようなものでなく、良民を良民と規定する何らかの基準がむしろ積極的に存在するのではないかと考えるが故に、同氏が「律令法の規定をみてもとくに良民の資格を規定した条文はみあたらないようである」とされた点はまずもって首肯しがたく思われた。また、良民が国家権力の支配の主要な対象であると認識される良賤制身分支配において、良賤間の身分遷移は没官の場合を除けば、「庄（没）良為賤」が公認されることはありえず、放賤為良の形態でのみ肯定されたことにこの身分制度を通じた国家の政策志向が表現されていると認められるが、そのばあい良賤間の推奨される身分遷移（放賤為良による賤 良）の結果として新たに成立する良にそれに特徴的ないかなる諸規定=諸負担が生ずるものと国家自身が考えていたか、こうした記述形態をとって良賤間の身分区分の基準が端的に表示されていたとしてけだしおかしくはなかろう。そうした点を考慮に入れたとき、ここであらためて着目されるべきは、

〔開二五〕諸部曲奴、被放附戸貫、復三年、

とある唐賦役令復原第18条⁽¹²⁾なのである。すなわち「放」により賤から“解放”された新規の良には、ただちに（a）「附戸貫」と（b）「復三年」という相互に内的関連をもつ二つの身分上の規定が生じている。つまりこれでみるかぎり良民は、「戸」として州県籍によって把握され、あわせて現実的 possibility においてあれ（課戸）潜在的 possibility においてあれ（不課戸）国家により「課役」を賦課される対象である、という一組をなすこれら二点において賤民から区別されている。したがってさらに、唐の良賤制（支配）は、国家の法的収奪の対象たる均田農民=良民を、「課役」賦課単位たる「戸」として、「戸籍」を通じて維持・把握することに、第一義的な関心を置いた「国家的身分制度」であったと理解される、としたのである⁽¹³⁾。[1977：山根]

その後私は考察をすすめ、特に百姓身分を専論した別稿において、百姓は良民の中から官吏・僧道・皇宗の子孫等を除いたいわば一般良民であり、この百姓こそが国家の法的収奪の対象者であったと述べた⁽¹⁴⁾。[1982：山根]

これに対して、堀敏一氏からは、

良民と百姓とはどう違うのか。山根氏によると、良民は官人・吏・僧道を含むが、百姓はそれ以外の良民の一部ということになる。そうすると、山根氏はさきに良民を州県籍に載り課役を負担する者と規定したが、それは百姓の属性と訂正されることになろう。

との指摘がなされている⁽¹⁵⁾。以下、この点に関していさか考えていることを述べてみたい。

（3）

指摘されているかぎりでは、堀氏の指摘を首肯せざるをえないようにもみえる。しかし、ただそれだけだと、今度は良民一般をどう規定するのかということにならざるをえない。さきに「良民は、『戸』として州県籍によって把握され、あわせて現実的 possibility においてあれ（課戸）潜

在的可能性においてあれ（不課戸）国家により『課役』を賦課される対象である……」と、現実的可能性や潜在的可能性といった語をもちいて表現しようとしたのは、実はそのことに関わってのことであった。だが、残念ながら意を尽くした議論をなしえていなかつたのであろう。

結論先取的に言えば、唐賦役令復原第18条から、形式的には官人・吏・僧道・百姓を含む良民一般を対象として、良民は州県籍に載り課役を賦課される資格があるゆえ賤民でなく良民なのだと規定しているものと考えておきたいのである⁽¹⁶⁾。ただしそれと、国家が現実の経済的基礎として実際に制度的に想定する賦課対象とは同じでないのであり、そしてこれこそが良民一般の中から官人・吏・僧道などを除いた部分すなわち一般良民（良民の大多数部分）=百姓であり、国家の法的収奪の対象（者）とよびうるものであると考えている。

それというのは、唐戸令復原第7条⁽¹⁷⁾に、

〔開二五〕諸視流内九品以上官、及男年二十以下、老男廢疾妻妾、部曲客女奴婢、皆為不課口、

とあるように、賤民（より厳密にいえば私賤民）の「部曲客女奴婢」が、良民の「官」・「男年二十以下、老男廢疾妻妾」とともに《不課口》というかぎりでは等し並に括られて規定されているが、《不課口》（課役が賦課せられない口であるといふいわば一つの認知結果）の認定にいたる論理的プロセスが同じでないと思うからである。無論、良民の「男年二十以下、老男廢疾妻妾」の《不課口》については、唐賦役令復原第1・4条⁽¹⁸⁾⁽¹⁹⁾、唐戸令復原第24条⁽²⁰⁾等一々挙げるまでもなく、年齢、身体障害の程度、女性であることなどが考慮されて《不課口》とされるものである。

良民の内の「官」はどうかというと、唐賦役令復原第13条に、

〔開七〕〔開二五〕諸任官、応免課役者、皆待蠲符至、然後注免、符雖未至驗告身、灼然実者亦免、其雜任被解應附者、皆依本司解時日月拵徵、

とあって⁽²¹⁾、「官」に任じられて「応免課役」の局面の生ずることが語られ、また同復原第20条には、

〔開七〕〔開二五〕諸皇宗、籍屬宗正者、及太皇太后・皇太后・皇后總麻以上親、内命婦一品以上親、文武職事官三品以上、若郡王周親、及同居大功親、五品以上、及国公同居周親、並免課役、

とあって⁽²²⁾、皇宗で籍が宗正寺に属すもののケースから始まって、文武職事官三品以上もしくは郡王には本人はもとより周（=期）親および同居の大功親の範囲まで、五品以上及び国公には本人はもとより同居の周親の範囲まで、「免課役」の特権があつぶことが規定されているのが知られ、さらに同復原第21条には、

〔開七〕〔開二五〕諸内外六品以下官、及京司諸色職掌人、合免課役、

とあって、内外六品以下の官は本人にかぎり「免課役」であったことが知られる⁽²³⁾。こうして良民の内の「官」は、品の高下で免の及ぶ範囲に差があるものの、ともあれその「官」であるこ

との特権性において制度的に免課役されしたがって《不課口》となる存在であったことは明らかであろう。このばあい、多分に形式論理のきらいがなくはないようにも思うが、上掲のような「免課役」条文に基づいて免課役が実現して彼らに課役が賦課されないという現実がもたらされるものとみてよいのであろうから、論理上、免ぜられる前の良民（良民一般＝すべての良民）は形式的に課役が賦課される存在として法条文的には観念されていたと考えるべきであろう。端的にいえば課役の無いものを「免課役」することはしないだろうということである。そして言うまでもなく、唐賦役令復原第18条の良民たる資格を備えた良民とこの良民とは同値のものである。

因に、前掲唐賦役令復原第21条では、京司の諸色職掌人（吏と理解してよからう）についても「合免課役」ことを規定していた。加えて唐戸令復原第1丙条には、

〔開二五〕諸戸以百戸為里、五里為郷、四家為隣、五家為保、每里置正一人、（若山谷阻険、地遠人稀之処、聽隨便量置、）掌按比戸口、課植農桑、検察非違、催駆賦役、在邑居者為坊、別置正一人、掌坊門管鑰督察姦非、並其課役、 - 下略 -

とあって⁽²⁴⁾、里正・坊正の免課役を規定しているように、「吏」の免課役《不課口》も、「官」の場合と同様に考えてよいであろう。

以上見てきたように、「諸そ視流内九品以上の官、及び男の年二十以下のもの、老男廢疾妻妾、部曲客女奴婢は、皆な不課口と為せ」との唐戸令復原第7条において、賤民の「部曲客女奴婢」が、良民の「官、及男年二十以下、老男廢疾妻妾」とともに《不課口》というかぎりでは等し並に括られて規定されているが、けだしこの規定の論理構成は、「部曲客女奴婢」は州県籍に載らず課役賦課対象でない賤民身分のゆえに《不課口》であり、「官、及男年二十以下、老男廢疾妻妾」は州県籍に載り課役賦課対象の良民身分のうちで免課役につながる特権や考慮条件を具備しているゆえに《不課口》である、というものなのであろう。

畢竟、州県籍に載り課役を賦課される資格を有するがゆえに良民なのだという、賤民に対立する概念としての良民（＝良民一般）と、国家の法的収奪の対象を指す概念としての「百姓」（＝一般良民）とは、唐の身分制を分析する上で今日なお両つながら欠かせない概念であるように私には思われる。

註

- (1) 西嶋定生「中国古代奴婢制の再考察 その階級的性格と身分的性格」『古代史講座』第7巻、学生社、1963年。中国身分制研究史上に清新な局面を切り開いた当該論文には、新たに提起された重要な論点が少なくなっているが、ここでは本稿とかかわる限りの論点についてのみ言及することにする。
- (2) 私自身は「人民」の語にかえて「国家民」とでもいった語を使った方がよいと思う。そのばあいの「国家民」とは、唐代の皇帝・貴族・寺觀等が直接に構成する「支配共同体」としての国家（＝狭義の国家）により、その国家権力の支配が及ぶ境域内において支配・統治される人々を指す言葉として使用される。
- (3) 李志生「唐代非良人群体通婚探析」（『唐研究』第8巻、2002年）によれば、唐代法律中において、非良即賤（非良＝賤）なる二元分法は存在せず、そこには唐代社会の多元性が、良人の存在、賤民の存在、さらに非

- 良・非賤の特殊な群体の存在という四つの区分のかたちで帰納的に反映されている、という。
- (4) 西嶋前掲註(1)論文、148頁。
- (5) 唐律の引用にあたり、条文番号、条文名称は、律令研究会編『訳註日本律令』二(律本文篇上巻)(東京堂出版、1975年)による。
- (6) 西嶋前掲註(1)論文、152頁。
- (7)『訳註日本律令』六(東京堂出版、1984年)273~4頁において、滋賀秀三氏は、「本条は妻・妾・婢という一人の男性をめぐる複数の女性伴侣の名分・秩序を乱すべからざることを刑法の上に表現した規定である。…妻とは、初婚であれ後妻であれ必ず他家から妻として與入れるべきものであり、妾・客女・婢などすでに家にある女性を格上げして妻とすることは許さないというのが律の固い立場である」と解説されている。
- (8) 山根清志「唐における良賤制と在地の身分的諸関係」(歴史学研究 別冊『民族と国家』1977年)の50頁を参照。
- (9) 尾形勇「良賤制の展開とその性格」(岩波講座『世界歴史』5、1970年)、論文末尾の附記には、「本論は太田幸男、川勝守、窟添慶文、前田愛子、佐藤智水の東京大学大学院生(当時)諸氏を中心に、西嶋定生氏および筆者を加えての 中国古代史研究グループ における研究と討論の成果を基礎としている」と記す。
- (10) 尾形前掲註(9)論文、351~2頁。
- (11) 西嶋定生「良賤制の性格と系譜」(同氏『中国古代国家と東アジア世界』東京大学出版会、1983年)158~9頁。
- (12) 仁井田陞『唐令拾遺』(東方文化学院、1933年。後、東京大学出版会より、1964・1983年に復刊)、683頁。以下、仁井田『拾遺』と略称する。仁井田陞著・池田温編集代表『唐令拾遺補』(東京大学出版会、1997年。以下、仁井田著・池田編集代表『拾遺補』と略記。)774~5頁の補訂にしたがう。なお、近年新たに出現した明鈔本北宋天聖令残巻の賦役令文との関連では、とりあえず戴建国「天一閣蔵《天聖令・賦役令》初探(上)」(『文史』総第53輯、2000年第4輯、143~7頁)の《天聖令・賦役令》録文を参照。
- (13) 山根前掲註(8)論文、50~1頁。本文中に〔1977:山根〕と表記。
- (14) 山根清志「唐の『百姓』身分について」(『社会経済史学』47 6、1982年)4~5頁。本文中に〔1982:山根〕と表記。
- (15) 堀敏一『中国古代の身分制 良と賤』汲古書院、1987年、序章14頁。
- (16) 無論、開元17年その帳籍が初めて造られるとされる僧尼をふくんだ僧道の場合、州県籍に載せられるという要件にかんしてはどのように処理すればいいのか等、残された問題がなくはない。或いは州県籍に附せられることと課役賦課の対象であることとの二者のうち、国家がより本質的要件と考えたのは後者の課役の方であつたかもしれない。森慶来「唐の均田法に於ける僧尼の給田に就いて」(『歴史学研究』4-1、1935年)参照。
- (17) 仁井田『拾遺』、223頁。仁井田著・池田編集代表『拾遺補』522~3頁により、一部誤りを訂正。そこには、「不課口 不課」の補訂も示されているが、今少し考えてみるとこととし、ここでは採らなかった。ただし、本文の論旨が変わるものではないと思う。
- (18) 仁井田『拾遺』、659頁。仁井田著・池田編集代表『拾遺補』759~64参照。
- (19) 仁井田『拾遺』、668頁。仁井田著・池田編集代表『拾遺補』766~7頁参照。
- (20) 仁井田『拾遺』、242~3頁。仁井田著・池田編集代表『拾遺補』536頁参照。
- (21) 仁井田『拾遺』、680頁。
- (22) 仁井田『拾遺』、686頁。仁井田著・池田編集代表『拾遺補』775頁参照。
- (23) 仁井田『拾遺』、687頁。仁井田著・池田編集代表『拾遺補』775~6頁では、
〔開七〕〔開二五〕諸諸色雜有職掌人、及衛士並免課役、其侍丁及殘疾、並免役、

と全文補訂する。とはいへ仁井田氏が唐令復旧に利用した基本史料から、内外六品以下の官が本人にかぎり「免課役」であったことは明らかである。基本史料の一つを唐会要卷58戸部侍郎で以下に示しておく。

寶歷二年正月、戸部侍郎崔元略奏、准賦役令、内外六品以下官、及京司諸色職掌人、合免課役、請自今以後、應諸司見任官、及准式合蠲色職掌人等、並先於本司陳牒責保、待本司牒到、然後與給符、

(24) 仁井田『拾遺』、214頁。仁井田著・池田編集代表『拾遺補』519～20頁参照。